

# 公益社団法人全日本墓園協会

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本墓園協会（以下「この法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、この法人の役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別に定める常勤役員俸給表により、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって、役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬に含めて支給できるものとする。
- 4 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

### (役員報酬の支給と控除)

第4条 役員報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象とする給与規程に準ずる。

### (日割計算)

第5条 常勤役員が、月の途中で就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者には、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、在職1年ごとに、別に定める常勤役員退職慰労金基準による。

3 非常勤役員については、第1項から第2項に準じて取り扱うものとする。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(非常勤役員に対する交通費等の支給)

第8条 非常勤役員には、次の場合に交通費を支給するものとする。

(1) 非常勤役員については、理事会に出席する都度（総会と同一日である場合を除く。）、交通費実費相当額を支給する。ただし、片道100キロメートル以上を原則とする。

(2) 非常勤役員のうち特別会員については、理事会、総会その他の会議に出席する都度、交通費相当額を支給する。ただし、片道100キロメートル未満については、1万円を支給するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規定は、平成30年5月25日より改正する。